

愛知県公文書館の歩み

山内 秀樹

はじめに

愛知県公文書館は、「歴史的価値のある県の公文書その他の資料を収集し、整理し、及び保存するとともに、その活用を図り、もって学術及び文化の発展に寄与する」ことを目的とする施設として、昭和六十一年（一九八六）に開館し、令和四年（二〇二二）で三十六年を迎えた。

現在の公文書館は、正規職員六名（兼務二名）、再任用職員三名、非常勤職員一四名の合計二三名の体制で、日々業務に取り組んでいる。

私自身は、昨年度に公文書館に配属となり、それまで触れる機会がなかった分野の業務ということで、配属当初は大変困惑したことを覚えている。そのような自分が、本誌で公文書館の歩みを執筆することについては力不足を感じるところではあるが、過去の資料を紐解きながら、その歩みを紹介することとしたい。

一 設立までの経緯

戦後、歴史学研究が盛んになるとともに、資料保存の重要性が叫ばれるようになり、歴史学者を中心に、公文書についてもその散逸防止と公開の

ための施設が必要であるとの認識が高まっていた。昭和三十四年（一九五九）、日本学術会議が内閣総理大臣に対して「公文書散逸防止について」の勧告を行い、この勧告を受け、政府は、昭和四十三年に国立公文書館の建設に着手した。

また、日本学術会議は、「日本民族の最も貴重な文化遺産の一つ」である地方所在の歴史資料の散逸、廃棄の放置による取り返しのつかない危機を阻止し、貴重な国民的文化遺産を後世に伝えるためには、地方文書館の設置が緊急に必要であるとして、昭和四十四年、内閣総理大臣に対して「歴史資料保存法の制定について」の勧告を行った。

その後、昭和四十六年に国立公文書館が設置され、また、いくつかの都府県において公文書館等が設立されることとなった。日本学術会議は、これらの事実を高く評価しながらも、国、地方公共団体の公文書保存状況はなお不完全であり、公文書館等に引き渡される一部のものを除き、破棄されるか散逸して多数の貴重な学術研究資料が消滅しつつあるとして、昭和五十二年、内閣総理大臣に対して「官公庁文書資料の保存について」の要望を行い、いったん廃棄されれば永遠に還らない官公庁文書資料の保存を強く訴えた。

また、昭和五十年に、歴史的資料としての文書の保存を行っている全国の機関が集まり、歴史資料の保存、利用の在り方について研究活動などを行う歴史資料保存利用機関連絡協議会が結成された。

昭和五十三年十一月、この前年に開館した岐阜県歴史資料館において第四回総会が開催され、その際に、岐阜県を除く中部地方、特に愛知県の公文書保存体制の立ち遅れが指摘された。

これが契機となり、昭和五十四年一月に当時、名古屋大学教授だった塩

澤君夫氏が代表を務める「愛知県の歴史資料保存をすすめる会」から、県及び県議会に対して、公文書保存制度の早急な確立や、県外所在文書の返還請求又はマイクロ化保存、公文書館建設の具体的検討の早急な取組などを求める要望書が提出された。

また、同年九月には、同会から県議会に対して、学術上必要な公文書の保存体制を早急に確立するとともに、公文書館建設の具体的検討に早急に取り組むことを求める趣旨の請願「公文書保存体制確立について」が提出され、同年十月の九月定例県議会において全会一致で採択された。

これを受けて、県は、昭和五十五年（一九八〇）三月に、総務部文書課に「公文書館問題研究班」を設置し、公文書館設置に係る諸問題に関する調査研究を進め、同年十月に「公文書館問題調査報告書」を作成した。

報告書には、本県における公文書等の管理の現況や、公文書館の在り方の考察、公文書館設置にかかる諸問題などが記載されており、県立公文書館の必要性は明らかであり、かつ大であるが、制度の整備、施設用地、財政問題など解決すべき問題が残されており、制度の在り方について広く県民有識者の意見を求めることも必要であることが提言された。

また、昭和五十六年四月には、副知事名で「歴史的資料としての公文書の保存制度（公文書館制度）の試行的発足に伴う保管文書等の取扱いについて」の依命通達が出され、総務部文書課において、試行的に本庁各課室の公文書について、その廃棄文書の中から歴史的資料として価値の高いと思われるものを選別して収集、保存する措置を取ることとされた。

さらに、総務部文書課内に公文書館担当職員を配置するとともに、基本的な構想を策定するにあたり、県民有識者参加のもと公文書館の在り方（制度、機能、運営等）について意見の交換討議を行う「県立公文書館構想懇

談会」を設置した。

同年十二月に、同懇談会から「県立公文書館（仮称）の基本的な構想について」の意見書が知事に提出された。意見書には、施設の規模として少なくとも二十年程度の蓄積に耐えうること、施設の場所として資料収集能力を確保するため、県庁本庁舎の近くに位置することが望ましいことなどが記載された。

昭和五十七年五月には、公文書館の管理運営等について検討を進めるため、県民有識者の参加のもと「県立公文書館運営問題検討会議」を設置し、昭和五十八年十月に、同検討会から「県立公文書館（仮称）の運営に関する意見」が知事に提出された。

昭和六十一年二月の愛知県自治センターの竣工後、同センターに公文書館を設置するべく、総務部文書課公文書館担当が同センターに席を移し、開館に向けた準備が進められた。

一方、条例等の整備としては、同年三月の二月定例県議会において公文書館の設置目的などを定めた「愛知県公文書館条例」が議決（三月二十六日公布、七月一日施行）され、さらに、同年六月には、公文書館の管理に関する事項を定めた「愛知県公文書館規則」が公布（七月一日施行）された。

こうした様々な準備が進められ、同年六月三十日に愛知県自治センター一二階会議室において、国立公文書館長始め関係機関の代表者、県議会関係者や学識経験者など約一二〇名を迎えて開館式が挙行され、翌月一日に、愛知県公文書館は正式にオープンした。



愛知県自治センター外観



愛知県公文書館入口

二 散逸文書の収集

こうして当館は無事開館を迎えることができたが、開館に先立ち、所蔵資料の充実を図るため、過去に散逸してしまった明治、大正期の愛知県庁文書の収集が行われた。

昭和十三年（一九三八）に、愛知県庁舎が、南武平町から現在の中区三の丸に新築移転する際に、県が廃棄決定した公文書について、財団法人尾張徳川黎明会（当時）から下附（無償譲渡）願の申し出があり、約九八〇〇冊が譲渡された。その一部は現在、公益財団法人徳川黎明会徳川林政史研究所や国文学研究資料館などに所蔵されているため、昭和五十八年からマイクロフィルム化・複製本化に着手し、平成二年（一九九〇）までに完了した。

これらの資料は、幕末から明治初期にかけての愛知県成立期における本

県の状況がわかる文書など、大変貴重な資料である。複製本ではあるが、その資料を当館で所蔵し、どなたでも閲覧できることは、担当者として大変喜ばしいことであると感ずる。

三 開館後の主な出来事

開館翌年の昭和六十二年（一九八七）七月に、当館の概要や業務などを掲載した「愛知県公文書館年報」が創刊され、後に構成を変更したものの現在まで発行を続けている。特に、創刊号は、公文書館設立に関する経緯や当時の資料が掲載されており、本稿を執筆する上で大いに役に立った。

また、平成九年（一九九七）十二月には、公文書館の所蔵資料や企画展の内容などをわかりやすく紹介する「愛知県公文書館だより」が創刊され、こちらも毎年度刊行されることとなった。

平成十一年一月には、インターネットの普及にあわせ当館のウェブサイトを開設し、また、平成十六年三月には、ウェブサイト上で所蔵資料検索システムを導入した。

検索システム導入前は、職員が手書きで作成した検索カードや閲覧目録から資料を検索していたが、検索システムの導入によって、インターネットでいつでも、どこでも検索できるようになり、また、資料名の一部しかわからない場合でもキーワードによる検索が可能となった。

さらに、情報発信機能の強化のため、それまでの所蔵資料目録情報（簿冊・件名）の検索に加え、画像データの閲覧が可能となる新所蔵資料検索システムを令和元年度に構築し、令和二年度から運用を開始した。現在、伊勢湾台風記録写真、藩庁文書や郡役所文書など約八四〇〇点の画像デー

タをインターネットで公開している。

四 公文書館の現況

これまで当館の歩みを振り返ってきたが、ここでは現在の公文書館の概要を述べたいと思う。

(一) 公文書館の所蔵資料

令和三年度末現在の所蔵状況は、公文書九万八千八百八十八点、刊行物等八万九千五百八十三点、古文書等四万六千八百一十一点、旧公印三万九千九百九十点、県史収集資料六万八千二百六十六点、合計二十五万四千三百六十八点（原本のほか複製本やマイクロフィルムを含む。）となっている。開館当初の昭和六十一年（一九八六）の所蔵状況が三万七千五百八十六点であったことを考えると、歴史的価値のある資料が着実に収集されていると感じる。

本館が所蔵する特色ある資料としては、明治十七年（一八八四）に、愛知県が県内の郡役所や戸町役場に作成を命じたとされる地籍図、地籍帳が挙げられる。

地籍図は、村界、字界、字名、一筆ごとの土地の区画形状、地番、地目等が書き込まれた地図であり、池や川、堤、道路等は色分けされている。縮尺一二〇〇分の一であり、原則として一つの村が一枚の和紙に描かれている。

また、地籍帳は、地籍図と一緒に作成されたものであり、小字名、地番、地目、面積、地価などの土地の様子が記載された和綴じの冊子である。

地籍図・地籍帳は、一部失われてしまった部分もあるが、県内のほとんどの地域を所蔵しており、ここまでそろって残っている都道府県は、全国

的にも珍しいといわれている。資料の利用については、原本保護のために、複製図や地籍図閲覧システム等での利用となっており、測量や不動産関係の会社の方や、郷土史を研究される方などが多く利用している。

(二) 公文書の収集・整理

公文書館は、各所属が管理する公文書の中から歴史的価値があると認められるものを選別し、収集している。収集基準は、愛知県公文書館公文書等管理規程で定めており、「条例、規則、訓令等の例規に関するもの」、「各種制度及び機構の新設、変更及び廃止に関するもの」など、二二の基準を設けている。

選別については、平成二十五年度にレコードスケジュール⁽¹⁾を導入しており、事案完結の翌年度に、各所属において一次的な選別を行っている。この時に選別されなかったものについては、保存期間満了時に、各所属及び公文書館において選別を行っている。

また、レコードスケジュールの導入前に事案が完結した公文書についても、各所属及び公文書館が保存期間満了時に選別を行うダブルチェック体制としている。

選別後、収集した公文書は、件名目次の作成、データ入力などの整理を行い、原則として事案の完結後三十年を経過したものを順次利用に供している。

(三) 公文書館企画展

公文書館では、毎年度、所蔵資料の中からテーマに沿った資料を選定し、約二か月間、企画展を開催している。

令和三年度は、明治・大正時代に流行した伝染病をテーマに開催した。天然痘やコレラ、スペイン風邪などの伝染病とその対策を振り返り、それまで祈祷や信仰に頼っていた人々の間に、医療や予防・衛生対策が普及していった様子を、本館の所蔵資料などを用いて展示した。

また、令和四年度は、愛知県政百五十周年を記念し「愛知県のはじまりと県庁のあゆみ」と題して、十月三日から十二月二日まで企画展を開催した。愛知県の誕生から戦後までの歩みを、当時の文書、写真、肖像画など、約五〇点の様々な資料を用いて紹介した。

(四) 公文書館常設展

公文書館では、企画展の開催期間及び展示替え期間を除き、年間を通して常設展を行っており、「愛知県の成立」、「主な所蔵資料」、「公文書館の業務」に関する展示を行っている。県の成立期にかかわる文書や地籍図の複製など、本館の特色ある所蔵資料を紹介している。

また、常設展の一部には、テーマを設定した展示コーナーを設けており、年に数回、展示資料の入替えを行っている。令和三年度には、旧制第五中学校（現愛知県立瑞陵高等学校）時代の杉原千畝を、令和四年度には、愛知県の教育行政のはじまりをテーマとした展示を行っている。

この他にも、直近の企画展で取り上げたテーマに関連した資料の展示を行っているっており、これまでに行った展示のテーマは、「明治初期のあいちの宿駅」、「明治期愛知の産業と博覧会」などがある。

(五) 県史収集資料の整理・公開

『愛知県史』編さん事業は、本県の原始・古代から現代に至る歴史的発

展過程を明らかにし、また、多くの貴重な資料を県民共通の財産として後世に残すため、平成六年（一九九四）四月から始まり、令和二年（二〇二〇）三月までの二十六年間で全五八巻（通史編一〇巻・資料編三六巻・別編一二巻）を刊行した。

この『愛知県史』編さん事業の過程で収集した一二万点の資料は、県史編さん室の閉室に伴い、公文書館に引き継がれ、デジタル化、目録作成、所蔵者への公開許可手続などの準備を進め、公開準備作業を終えた資料から公開している。

(六) 歴史資料講演会の開催

県民の皆様には地域の歴史や文化について関心を持っていただくため、新たに公開を開始する県史収集資料など愛知の歴史資料をテーマとした講演会を開催している。

令和三年度には、令和二年十二月に公開を開始した徳川林政史研究所蔵史料をテーマとした講演会を開催した。

なお、講演会は隔年で開催することとしている。

(七) バーチャル文書館

バーチャル文書館は、令和二年三月に公文書館ウェブサイトのリニューアルした際、愛知の歴史資料に興味を持っていただくため、ウェブサイト内に新設したものである。

県史収集資料等の「愛知の歴史資料」の紹介、過去の企画展の展示資料を紹介する「デジタル展示室」、古文書の解説にチャレンジできる「古文書講座」など、様々なコンテンツを設け「知って」、「学んで」、「楽しむ」

内容とした。

ウェブサイトのトップページや各コンテンツには、キャラクターやイラストを使用し、一般県民の方にも親しみやすいデザインとなっている。サイト内では特に古文書講座のアクセス数が多く、一般県民の方の古文書に対する関心の高さがうかがえる。

おわりに

図書館や博物館などの施設と比較すると、残念ながら公文書館は一般県民になじみの薄い施設であると感じる。しかし、当館が所蔵している資料は、愛知県の歴史を振り返る上で欠かすことができない貴重な資料であり、その重要性は図書館等に引けを取るものではないと考えている。

この貴重な資料を、より多くの方に利用していただくために、積極的に情報発信していく必要がある。今後は、バーチャル図書館のコンテンツ充実などを図り、より多くの県民の方に利用していただけるよう、引き続き努力していきたいと考えている。

(1) 公文書の歴史的価値の有無の判断は、文書が作成・取得された背景・経緯を把握しやすい時期に行うのが適当であるという考え方にに基づき、公文書の保存期間満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置（歴史的価値のある文書に該当するものとして公文書館に移管するか又はそれ以外のものとして廃棄するか）を定めなければならないとする制度。

(愛知県公文書館)